

第3編 震災対策編

第1章 災害予防

【地震に強い施設等の整備】

地震の発生に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止できるよう、被害及び範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。このため、地震災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

第1節 土砂災害・液状化等の防止対策

震災時においては、斜面災害、液状化、農地災害等の被害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。また、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

第1 土砂災害の防止対策

土砂災害防止事業の推進、砂防施設等の災害防止、災害危険箇所等の調査結果の周知、災害危険個所の警戒態勢の整備等については、第2編第1章第1節「土砂災害の防止対策」に準ずる。

第2 液状化災害の防止対策

1 法令遵守の指導

市は、これまでの地震時の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っているが、阪神・淡路大震災の事例をみても、現行の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、耐震基準等に関する法令事態の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

2 地盤改良及び構造的対策の推進

地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。県地震被害予測調査（平成7～8年度）によると、市街化進んだ低地の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測されている。

したがって、今後、市は、新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ、次の液状化対策を推進する。

(1) 地盤改良の推進

新規都市開発、産業用地の整備並びに地域開発等にあたっては、地盤改良等の推進を図る。

(2) 構造的対策の推進

市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

3 液状化対策手法の周知

市は、これまで、液状化対策に関し住民・事業所等に対して周知・広報を行っているが、将来発生のおそれがある液状化の被害実態への技術的対応方法等については、住民や関係方面への周知に努める。

4 農地災害の防止対策

地震時の農地等の災害は、斜面崩壊、周辺河川やため池の決壊等による二次災害として現れる。市は今後、地震に伴う土砂崩壊・湛水から農地、農業用施設等を保護するため、地震対策上不可欠な農道、農業集落道及び農村公園緑地、農業用排水施設等について、緊急的な利用も考慮した次のような農業用施設の整備を計画的に推進する。

- (1) 避難地を考慮した農村公園の整備
- (2) 避難路、消防活動及び緊急輸送のための農道の整備
- (3) 地震による被害のおそれのあるため池の改修
- (4) 消防及び給水を考慮した農業用排水施設その他の水利施設の整備
- (5) 地震発生時に必要な情報を伝達する機能を有する施設、設備の整備

第2節 防災構造化の推進

市は、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、地震災害に備えた安全な都市環境の整備を推進する。

また、擁壁・ブロック塀等の工作物については、設計時に地震時の安全性を考慮しているか、落下や倒壊の危険はないか、十分に点検し、必要な補強・補修、防止措置を講ずる。

具体的な防災構造化の推進事業については、第2編第1章第3節「防災構造化の推進」に準ずる。

第3節 建築物災害の防止対策

地震時は建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、計画的かつ効率的に耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第1 公共施設及び防災基幹施設の耐震診断・耐震改修の促進等

1 公共施設等の重点的な耐震診断・耐震改修の実施

市の庁舎、消防・警察等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館等は、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、市は、これらの防災基幹施設や公共施設等のうち、建築基準法による新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

2 液状化のおそれがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、市は、液状化危険の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能を損なわれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

第2 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

1 住民等への意識啓発

市は、住民に対し次の意識啓発を実施する。

(1) 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設し、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

(2) 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

(3) 住民に対する指導啓発内容

- ① 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発
- ② がけ地近接危険住宅の移転に対する指導
- ③ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

2 特殊建築物の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期検査の実施

不特定多数の者が利用する病院、旅館・ホテル、店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が建築士等に維持保全の状況等について、定期的に調査・検査をさせて、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、その結果を求め、安全確保を図る。

(2) 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

特殊建築物等不特定多数に供される施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施）において、県と協力して防災査察を実施するとともに、消防署により年間を通じパトロールを行い、建築物の防災対策及び安全確保に対して積極的な指導

を推進する。

第4節 施設等の災害防止対策の推進

水道、電力、ガス、通信等ライフライン施設、道路・橋梁、河川、砂防施設等の公共施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きい。

このため、地震災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよ、施設の災害防止対策を推進する。

第1 水道施設の災害防止

1 地震に強い水道施設・管路施設の整備の推進

水道施設は日常生活に不可欠なため、各水道事業者は災害に備え、機能が保持できるような施設整備を行っているが、引き続き、以下の対策により、地震災害に強い水道施設の整備を推進する。

- (1) 水源、管路施設等の水道供給システムの整備・強化
- (2) 老朽水道施設、配水管、管路施設の点検・補修の推進
- (3) 浄水場等の耐震化・停電対策の推進
- (4) 広域的なバックアップ体制の推進

2 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材、被災者のための応急給水施設等の整備を推進する。

第2 その他のライフライン施設等の災害防止

市は、電気・ガス・通信等事業者が実施するライフライン施設の耐震性の確保及び代替性の確保に協力して、災害防止対策の推進に努める。

第3 道路・橋梁の災害防止

1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出・救助、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、各道路管理者は、既存道路施設等の耐震性の確保を基本に、以下の防災、耐震対策等に努める。

(1) 所管道路の防災補修工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

(2) 所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため、各管理者においては、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の耐震対策工事

を実施する。

(3) トンネルの補強

トンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要であると指摘された箇所について、トンネルの補強を実施する。

2 緊急輸送道路ネットワークの形成

地震直後からの救助、救急、医療、消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、前記による防災、耐震対策を推進する。

3 道路確保用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車や工作車等の道路啓開用資機材の確保の体勢を整える。

第5節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、地震防災対策特別措置法に基づいて、地震防災上特に緊急を要する以下の施設等の整備を重点的・計画的に推進していく。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- (6) 公的医療機関、その他法令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (7) 社会福祉施設又は公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 第6号から第8号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 河川管理施設
- (11) 砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (12) 地域防災拠点施設
- (13) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (14) 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

- (15) 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (16) 救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

【迅速かつ円滑な震災応急対策への備え】

地震に際して、迅速かつ円滑な震災応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。ここでは、このような地震災害対策への事前の備えについて定める。

第6節 防災組織の整備

地震が発生した場合、人命の損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損傷等、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

具体的な防災組織の整備状況については、第2編第1章第6節「防災組織の整備」に準ずる。

第7節 通信・広域体制の整備

大地震が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や幅輻等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び各防災関係機関は、平常時から通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

具体的な通信・広報体制（機器等）の整備状況については、第2編第1章第7節「通信・広報体制の整備」に準ずる。

第8節 消防体制の整備

地震の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防本部等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。

具体的な消防体制の整備については、第2編第1章第8節「消防体制の整備」に準ずる。

第9節 避難体制の整備

地震時には、延焼火災の拡大等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震災害時における市長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策

の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に高齢者、障がい者その他の災害時要配慮者の安全避難について留意する。

具体的な避難体制の整備については、第2編第1章第9節「避難体制の整備」に準ずる。

第10節 救助・救急体制の整備

地震時には、建物倒壊、火災、水害、地すべり等の被害の可能性が危惧され、多数の救助・救急事案が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

第1 関係機関等による救助・救急体制の整備

県地震被害予想調査（平成7～8年度）によると、5つの想定ケースでそれぞれ多数の建物被害が発生し、多数の重軽傷者が予想されるので、関係機関は、救助・救急体制の整備に努める。

1 市（消防関係を含む）の救助・救急体制

- (1) 消防本部及び消防団を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出態勢の整備に努める。
- (2) 市は、市内で予想される災害、特に建物倒壊等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資器材の所在、確認方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。また、市内で孤立が予想される地域については、事前に関係機関と孤立者の救出方法や市の情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関等との相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。
- (3) 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を要請するとともに、職員の教育訓練を充実させる。
- (4) 傷病者の速やかな搬送を行うため、救急医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。
- (5) 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の運送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- (6) 震災時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業組合等関係団体と協力・協定をするなど連携を図る。

2 消防団の救出・救助体制の整備

日頃から地域の災害時要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

第2 孤立化集落対策

土砂崩れ等で孤立が予想される地域については、「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と市との情報伝達手段の確保、救出に当たる関

係機関等との相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

第3 住民の救助・救急への協力

震災時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、住民による地域ぐるみの救助・救急への参加協力も必要になる。

このため、住民は日頃から市等が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助・救急活動に関する知識や応急救護処理等の習得に努める。

特に、県地震被害予測調査（平成7～8年度）では、人口や建物の集中している都市直下のケースで救助・救急事象が多発しており、市は、市街地の住民の救助・救急への協力について啓発に努める。

第11節 交通確保体制の整備

地震時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想されるので、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

具体的な計画については、第2編第1章第11節「交通確保体制の整備」に準ずる。

第12節 輸送体制の整備

地震時には、被害者の避難、並びに災害応急対策、及び災害救助を実施するのに必要な要員、及び物資の輸送を迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

具体的な計画については、第2編第1章第12節「輸送体制の整備」に準ずる。

第13節 医療体制の整備

震災時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱が予想される。

このため、地震発生時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療救護体制の整備を計画的に推進する。

具体的な計画については、第2編第1章第13節「医療体制の整備」に準ずる。

第14節 その他の震災応急対策・事前措置体制の整備

その他の震災応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

具体的な計画については、第2編第1章第14節「その他の震災応急対策・事前措置体制の整

備」に準ずる。

【住民の防災活動の推進】

地震災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より住民や防災関係職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、災害時要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図ることが必要である。

第15節 防災知識の普及・啓発

地震災害に際して、的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及・啓発を図っておく必要がある。このため、市は災害予防又は災害応急対策について、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進する。

具体的な知識の普及・啓発活動については、第2編第1章第15節「防災知識の普及・啓発」に準ずる。

ただし、地震の場合、家庭における防災対策に関する知識の普及に当たっては、特に住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ブロック塀の倒壊防止、ガラスの飛散防止等に留意する。

第16節 防災訓練の効果的実施

地震災害に際して、各防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、地震災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、技術の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、図上又は現地で総合的かつ計画的な訓練を実施する。訓練の実施にあたっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込みなど実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

具体的な訓練計画及び訓練内容等については、第2編第1章第16節「防災訓練の効果的実施」に準ずる。

第17節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、市及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、住民一人ひとりが災害から「自らの身の安全は自ら守る」という認識のもと、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し、助け合うという意識をもって行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備・強化を推進するとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても、自衛消防隊等を編成し、大規模な災害・事故等に備える。

平常時及び地震発生時における住民や自主防災組織の果たすべき役割については、第2編第

1章第17節「自主防災組織の育成強化」に準ずる。

ただし、地震発生時に住民が実施する事項については、次のとおりとする。

- (1) まず、わが身の安全を図る。
- (2) すばやく火の始末、あわてず、さわがず冷静に。
- (3) 脱出口を確認する。
- (4) 火が出たら、まず消火する。
- (5) 外へ逃げるときは慌てずに。
- (6) 山崩れ、がけ崩れに注意する。
- (7) 狭い路地、塀の脇、がけ、川べりに近寄らない。
- (8) 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- (9) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (10) 正しい情報をつかむ。(噂やデマに振り回されない。)

第18節 防災ボランティアの育成強化

地震災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助・救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発生直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、地震災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

具体的な計画については、第2編第1章第18節「防災ボランティアの育成強化」に準ずる。

第19節 災害時要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障がいをもつ者、外国人、観光客・旅行者等は災害時に迅速かつ的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「災害時要配慮者」と言われている。今後とも高齢化や国際化の進展に伴い、「災害時要配慮者」が増加することが予想される。

このため、市及び防災関係機関は、平素より、災害時要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

具体的な計画については、第2編第1章第19節「災害時要配慮者の安全確保」に準ずる。

第2章 災害応急対策

【活動体制の確立】

地震災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、市及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど効果的な体制を確立する。

第1節 応急活動体制の確立

地震の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第1 市の応急活動体制の確立

1 災害対策本部設置前の初動体制

(1) 情報連絡体制の確立

市内に震度4の地震が発生したときは、地震情報や被害状況等の情報を収集するため、総務課職員による情報連絡体制を確立する。

(2) 災害警戒本部の設置

- ① 市内に震度5弱の地震が発生したとき、又は震度5弱未満であっても災害が発生したときは災害警戒本部を設置する。
- ② 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は総務課長、副本部長には建設課長をもってあてる。本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した市の職員をもってあてる。
- ③ 災害の発生するおそれが解消したとき、又は災害対策本部を設置したときは災害警戒本部を廃止する。

2 災害対策本部の設置等

(1) 市災害対策本部の設置又は廃止

① 市災害対策本部の設置

市内において、震度6弱以上の地震が発生したとき、又は震度5強以下の地震があっても重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。

② 市災害対策本部の廃止

本部長は、市域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

3 職員の配備体制

市は地震発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定められた基準により配備体制をとる。

(1) 本庁職員の配備

① 配備区分の決定

市長は、下記の配備基準に基づき、災害対策本部等の配備区分を決定する。

<地震時の参集・配備基準>

体制	基準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	・市域で震度4の地震が発生したとき	・総務課職員	・小規模地震の警戒を行うため、関係機関との情報連絡に努める
災害警戒本部体制	・市域で震度5弱の地震が発生したとき ・震度5弱未満でも災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	・総務課職員 ・各対策部長及びその他必要と認める人員	・災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て、災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第一配備 ・市域で震度6弱の地震が発生したとき ・地震により、比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	・各課で情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とし、事態の推移に伴い、速やかに第2配備に移行できる体制	・災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、市の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第二配備 ・地震により、相当の被害が発生し又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき	・災害対策本部の各班の必要人員をもって当たる場合で、事態の推移に伴い、速やかに第3配備に移行できる体制	
	第三配備 ・地震により、市内全域にわたり甚大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	・災害対策本部全職員で防災業務に従事する体制	

② 自主参集

ア 配備要員に指定された職員の自主参集

配備要員に指定された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で速報される地震情報により一定の震度以上の地震発生の発表を覚知し、あるいは地震に遭遇したときは、配備基準に照らして自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

第2節 情報伝達体制の確立

地震災害の発生に際して、的確な災害応急対策を遂行するためには、情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、市は、各防災機関と連携し、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

具体的な体制については、第2編第2章第2節「情報伝達体制の確立」に準ずる。

第3節 災害救助法の適用及び運用

大地震が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて県、市は災害救助法を適用する。

具体的な内容については、第2編第2章第3節「災害救助法の適用及び運用」に準ずる。

第4節 広域応援体制

大地震が発生した場合、被害が拡大し、市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、市及び防災関係機関は、あらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体勢を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

具体的な内容については、第2編第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

第5節 自衛隊の災害派遣体制

大地震が発生した場合、被害が拡大し、市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定の基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

具体的な内容については、第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制」に準ずる。

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

具体的な内容については、第2編第2章第6節「技術者、技能者及び労働者の確保」に準ずる。

第7節 ボランティアとの連携等

大規模な地震の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。

このため、市では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

具体的な内容については、第2編第2章第7節「ボランティアとの連携等」に準ずる。

【初動期の応急対策】

地震災害発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（災害時要配慮者への支援を含む。）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

第8節 地震情報の収集・伝達

地震発生後の初動期における応急対策を進めるうえで、地震情報等は基本的な情報である。

このため、市及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達システムにより、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関に伝達する。

第1 気象庁による地震に関する情報の発表

1 地震に関する情報

① 緊急地震速報

震源に近い観測点で捉えた地震波を分析し、その地震により震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4以上が推定される地域に、強い揺れが到着する前にその旨を知らせる。

② 震度速報

地震発生約1分半後、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に分割：鹿児島は、薩摩、大隅、甕島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の8地域に分割）震度、地震の流れを観測した時刻を発表

③ 震源に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」を付加して発表

④ 震源・震度に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を公表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を公表

⑤ 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を公表

第2 地震情報等の受信・伝達

1 県の気象情報自動伝達システムの活用

本システムから送信される、地震情報等の発表状況、市町村別の震度分布・震源情報等の内容に留意する。

2 県の震度情報ネットワークシステムの活用

本システムを通じて各市町村の震度情報が表示されるため、これらの震度情報の表示内容に留意する。これらの情報を市の伝達システムを活用して住民及び関係機関へ伝達する。

第9節 災害情報・被害情報の収集・伝達

市対策本部は、地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、管内の災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに、速やかに県等に報告する。

このため、特に、市民の生命に係わる情報の収集に重点を置き、被災地区等からの情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

具体的な内容については、第2編第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる。

第10節 広報計画

地震被害に際して、火災・二次災害等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し、誘導できるように、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、市及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。なお、具体的な計画内容については、第2編第2章第10節「広報計画」に準ずる。

第1 広報内容

地震時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

1 地震発生直後の広報

市は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。地震発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ地震時の防災行動を喚起するため、次の内容の広報を実施する。

- (1) 出火防止、初期消火の喚起・指示
- (2) 倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起・指示
- (3) 隣近所等の災害時要配慮者の安否確認の喚起・指示
- (4) 店頭プロパンバスの元栓閉栓の喚起・指示

2 地震発生後、事態が落ち着いた段階での広報

市は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。

- (1) 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ
- (2) 地区別の避難所
- (3) 混乱防止の呼びかけ
不確実な情報に惑わされない。テレビ・ラジオから情報を入手するようなど。
- (4) 安否情報
安否情報については、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」などを利用するよう広報する。
- (5) 被災者救援活動方針・救援活動の内容

第11節 河川災害・土砂災害等の防止対策

地震災害時、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、市は、消防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て、警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

第1 地震時の河川災害の防止対策

1 地震による河川施設の被害状況等の把握

市は、河川管理者と協力し、水防計画に定めた方法に基づき、河川施設やため池堤防等の施設の被害状況等の把握に努める。

また、地震災害等に発表される各種水防情報に留意し、二次災害につながるおそれのある施設の状況を的確に把握しておき、被害の拡大防止に役立てる。

2 地震時の河川等施設被害の拡大防止対策（応急復旧措置）

- (1) 地震時の護岸の損壊等による浸水防止
地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。
- (2) ため池堤防の決壊等による出水防止措置
地震動に伴い、ため池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。
- (3) 河川施設の早期復旧
そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど、早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

第2 地震時の土砂災害の防止対策

1 危険箇所周辺の警戒監視・通報

市は、地震時に急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流等における土石流、地滑り等による土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

2 地震時の斜面崩壊等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、市は県と協力し、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

(2) 警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、住民に適切な避難措置を実施できるようにする。

第12節 消防活動

地震災害時は、市街地を中心に火災が予想されるため、市及び消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。また、住民は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

具体的な活動内容については、第2編第2章第12節「消防活動」に準ずる。

第13節 避難の指示・誘導

地震の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう避難を指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、市長は避難措置実施の第一責任者として警察官、知事及び自衛官の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

具体的な活動内容については、第2編第2章第13節「避難の指示、誘導」に準ずる。

第14節 救急・救助

地震災害時には、建物の倒壊や地震火災等による多数の要救出現場や要救出者、重傷者等が発生するものと予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

具体的な活動内容については、第2編第2章第14節「救急・救助」に準ずる。

第15節 交通の確保及び規制

地震災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

具体的な内容については、第2編第2章第15節「交通の確保及び規制」に準ずる。

第16節 緊急輸送

地震災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

具体的な内容については、第2編第2章第16節「緊急輸送」に準ずる。

第17節 緊急医療

地震災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

具体的な内容については、第2編第2章第17節「緊急医療」に準ずる。

第18節 災害時要配慮者への緊急支援

震災時には、高齢者や乳幼児、障がい者等の災害時要配慮者は、迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、災害時要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

具体的な内容については、第2編第2章第18節「災害時要配慮者への緊急支援」に準ずる。

【事態安定期の応急対策】

地震災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいは、ごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また、大規模な地震災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。

第19節 避難所の運営

震災時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。

このため、避難所を開設し、これらの避難所を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

具体的な活動内容については、第2編第2章第19節「避難所の運営」に準ずる。

第20節 食糧の供給

震災時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食糧の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食糧を調達し、被災者に供給する。

具体的な内容については、第2編第2章第20節「食糧の供給」に準ずる。

第21節 給水

震災時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に供給する。

具体的な内容については、第2編第2章第21節「給水」に準ずる。

第22節 生活必需品の給与

震災時には、住居の倒壊や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

具体的な内容については、第2編第2章第22節「生活必需品の給与」に準ずる。

第23節 医療

震災時の初期の医療活動については、第2編第2章第17節「緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に、市をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため、避難生活が長期化した被災者については、健康状態の把握やメンタルヘルスケア等を行う。

具体的な内容については、第2編第2章第23節「医療」に準ずる。

第24節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

震災時には、建物の倒壊や焼失及び水害等により、多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防、食品衛生、生活衛生に関し、適切な処理を行う。

具体的な内容については、第2編第2章第24節「感染症予防、食品衛生、生活衛生対策」に準ずる。

第25節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

震災時には、建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災及び水害等により、大量のごみの発生が予想される。また、上・下水道施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な処置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

具体的な内容については、第2編第2章第25節「し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策」に準ずる。

第26節 行方不明者の捜索、遺体の処理等

震災時の混乱期には、行方不明者になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの捜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の捜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

具体的な内容については、第2編第2章第26節「行方不明者の捜索、遺体の処理等」に準ずる。

第27節 住宅の供給確保

震災時には、住宅の全壊、全焼等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な処置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

具体的な内容については、第2編第2章第27節「住宅の供給確保」に準ずる。

第28節 文教対策

震災時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

具体的な内容については、第2編第2章第28節「文教対策」に準ずる。

第29節 義援物資等の取扱い

震災時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に分配するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

具体的な内容については、第2編第2章第29節「義援物資等の取扱い」に準ずる。

第30節 農林水産業災害の応急対策

震災時には、農林水産物及び畜産に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及

び配分等の対策を実施する。

具体的な内容については、第2編第2章第30節「農林水産業災害の応急対策」に準ずる。

【社会基盤の応急対策】

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び交通施設等は、震災による一部の施設の機能停止各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、速やかな社会基盤の応急対策を講ずる。

第31節 電力施設の応急対策

震災時には、建物の倒壊、地震火災、電柱の倒壊、電線の切断等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、電力施設の防護、復旧を図り、早急に被災者等に電力を供給する。

具体的な内容については、第2編第2章第31節「電力施設の応急対策」に準ずる。

第32節 ガス施設の応急対策

震災時には、ガス施設等の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障が予想される。また、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い、被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

具体的な内容については、第2編第2章第32節「ガス施設の応急対策」に準ずる。

第33節 水道施設の応急対策

震災時には、地震動、液状化等により水道施設の被害が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

具体的な内容については、第2編第2章第33節「水道施設の応急対策」に準ずる。

第34節 電気通信施設の応急対策

震災時には、建物の倒壊、地震火災等により電柱の倒壊、電話線の破線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

具体的な内容については、第2編第2章第34節「電気通信施設の応急対策」に準ずる。

第35節 道路・河川等公共施設の応急対策

地震災害時には、道路・河川等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急

輸送の実施等初動期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

具体的な内容については、第2編第2章第35節「道路・河川等公共施設の応急対策」に準ずる。

第3章 災害復旧・復興

【公共土木施設等の災害復旧】

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧には、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠である。このため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を講ずる。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

災害復旧・復興対策は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標とするが、多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となるため、関係機関の諸事業を調節しつつ計画的に復興を進めなければならない。

具体的な対策については、第2編第4章第1節「公共土木施設等の災害復旧事業等の推進」に準ずる。

第2節 激甚災害の指定

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

具体的な対策については、第2編第4章第2節「激甚災害の指定」に準ずる。

【被災者の災害復旧・復興支援】

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、被災者の支援に係る対策を講ずる。

第3節 被災者の生活確保

具体的な対策については、第2編第4章第2節「激甚災害の指定」に準ずる。

第4節 被災者への融資措置

具体的な対策については、第2編第4章第2節「激甚災害の指定」に準ずる。

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等の内、伊佐市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

第1 南海トラフ地震防災対策推進地域

法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された区域は、次のとおり。【平成26年3月31日内閣府告示第21号】

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、**伊佐市**、始良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町（18市、21町、4村が該当）

第2 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

法第10条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定された区域は、次のとおり。【平成26年3月31日内閣府告示第22号】

西之表市、志布志市、大崎町、東串良町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町（2市、6町が該当）

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る南海トラフ地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本計画の第1編第2節「防災関係機関の業務の大綱」に定めるところによる。

第4節 南海トラフ地震の概要及び被害の想定等

第1 南海トラフ地震の概要

(1) 地震発生の仕組み

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域が「南海トラフ」とされる。

この南海トラフ沿いのプレート境界では、①海側のプレート（フィリピン海プレート）が陸側のプレート（ユーラシアプレート）の下に1年あたり数cmの速度で沈み込んでいる。②その際、プレ

トの境界が強く固着して、陸側のプレートが地下に引きずり込まれ、ひずみが蓄積され、③陸側のプレートが引きずり込みに耐えられなくなり、限界に達して跳ね上がることで発生する地震が「南海トラフ地震」である。①→②→③が繰り返されるため、南海トラフ地震は繰り返し発生します。

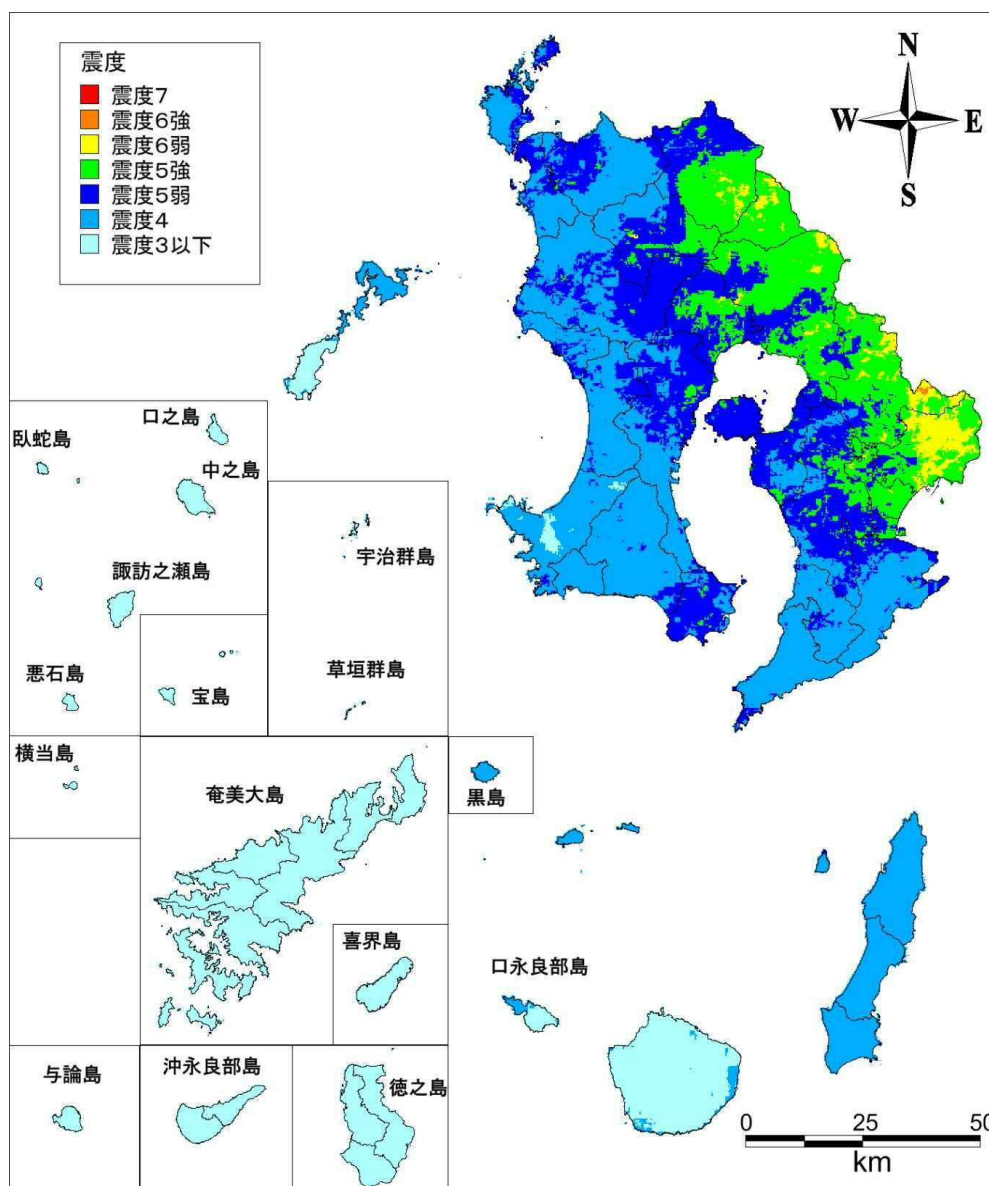
(2) 南海トラフ地震で想定される震度や津波の高さ

政府の中央防災会議は、科学的に想定される最大クラスの南海トラフ地震（以下、「南海トラフ巨大地震」という。）が発生した際の被害想定を実施している。

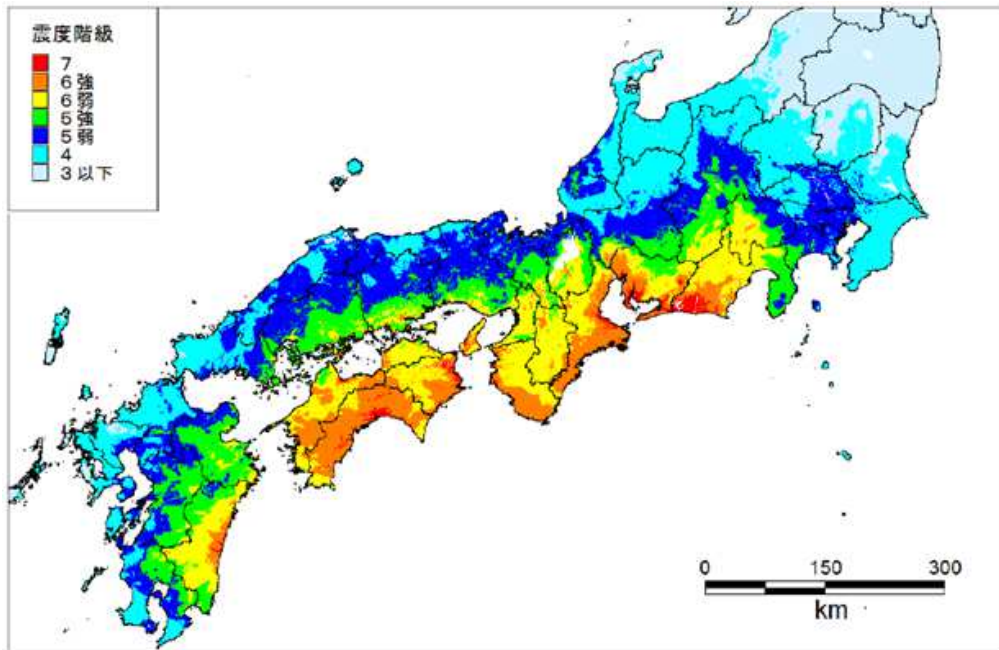
この被害想定によれば、南海トラフ巨大地震がひとたび発生すると、静岡県から宮崎県にかけての一部では震度7となる可能性があるほか、それに隣接する周辺の広い地域では、震度6強から6弱の強い揺れになると想定される。

また、関東地方から九州地方にかけての太平洋沿岸の広い地域に 10mを超える大津波の襲来が想定されている。

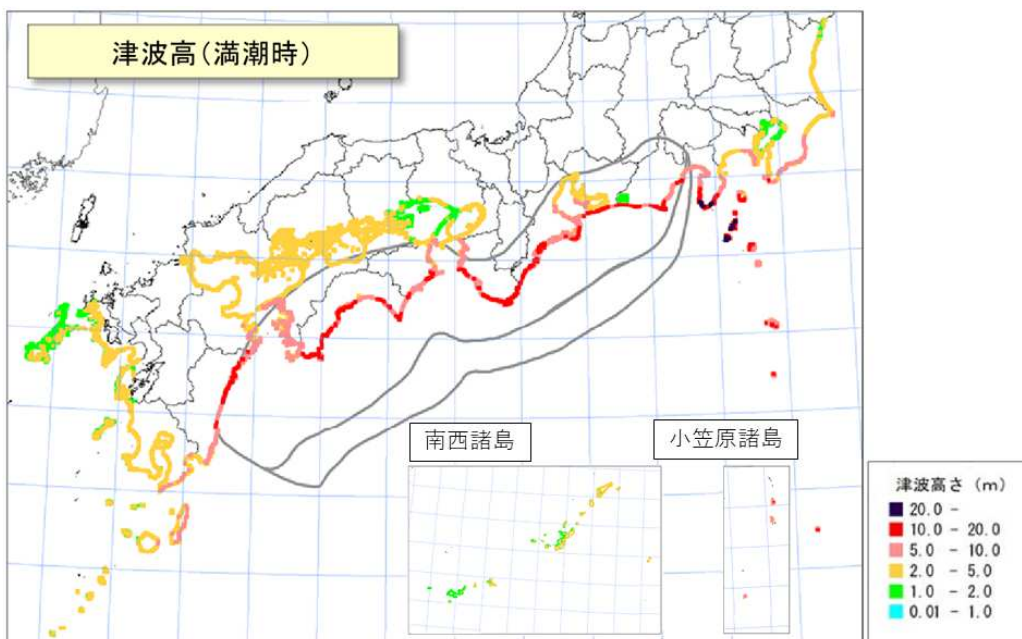
《 南海トラフ【陸側ケース】震度分布図 》



《 地震防災対策推進地域 》



《 想定津波高 》



第2 伊佐市への影響

- (1) 最大震度 6弱
- (2) 建物被害 全壊・焼失 250棟 半壊 990棟
- (3) 人的被害 負傷者数 20人 重傷者数 10人
- (4) 津波被害

本市は、海岸線に接していないが、錦江湾内及び西部海岸線で、最大2～5m（津波警報級）の津波が想定されており、県南地域との物流遮断が考えられる。

第5節 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等

第1 活動体制の確立

南海トラフ地震が発生した場合、第3編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めにより、ただちに体制を確立し、災害応急対策を実施する。

第2 情報伝達体制の確立

南海トラフ地震発生時は、第3編第2章第1節「情報伝達体制」の定めるところにより、直ちに情報伝達体制を確立し、被災状況等の収集に着手するとともに、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する。

第6節 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

南海トラフ地震の発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材が確保できるよう、あらかじめ物資等の備蓄をし、必要に応じて関係機関に供給要請を行う。

また、県に対して、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要な物資の供給を要請する。

(2) 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請する。

(3) 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

市は、地震が発生した場合において、県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の準備を行う。

(4) 他機関に対する応援要請

市が災害応急対策の実施のために必要な協力を得ることに関し、関係機関等と締結している応援協定は、第3編第2章第4節「広域応援体制」に定めるところによる。

第7節 防災訓練

市は、南海トラフ地震対策推進計画の熟知、防災関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制強化を目的として、防災訓練を実施する。

また、防災関係機関及び地域住民等の参加を得て行なう南海トラフ地震等を想定した総合防災訓練を実施し、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行うものとする。

なお、自主防災組織等の参加を得て訓練を行なう場合は、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

(1) 動員訓練及び本部運営訓練

(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練

(3) 警備及び交通規則訓練

気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	南海トラフ沿いで観測された異常現象が、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※ 気象庁は、地震の規模の誤差等を考慮し、南海トラフ沿いの想定震源域内又はその周辺において速報的に解析されたマグニチュード6.8以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に、南海トラフ臨時情報（調査中）を発表し、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始することとしている。

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1 市職員に対する防災知識の普及

災害対応業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育の内容は次のとおりとする。

- (1) 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震等防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震等対策として今後取り組む必要がある課題

